

佐倉市障害者総合支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者等による定期的な協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第89条の3第1項の規定により地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として佐倉市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害のある人や家族と地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (7) 佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の調査、分析及び評価に関すること。
- (8) 佐倉市障害者虐待防止ネットワークに関すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等をもって構成する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、協議会を構成する機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、年4回程度会議を開催し、協議会の適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。
- 3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項又は個別の課題を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、出席者の互選により定める。

3 部会は、月 1 回程度会議を開催し、障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議する。

(運営委員会)

第 8 条 部会における協議事項に関し、部会間の連絡及び調整を行うため、協議会は、部会長により構成する運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、出席者の互選により定める。

3 運営委員会は、協議会が協議すべき事項に関して情報を収集し、及び協議の充実を図るため、関係各機関に出席を求め、会議を開くことができる。

(個人情報取り扱い)

第 9 条 協議会において知り得た個人情報は、その取扱いに十分留意しなければならない。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 23 年 1 月 27 日決裁 22 佐障第 502 号)

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日決裁 23 佐障第 607 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日決裁 24 佐障第 891 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日決裁 25 佐障第 1229 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- 1 指定相談支援事業者
- 2 市内の医療・保健機関
- 3 指定障害福祉サービス事業所
- 4 療育・教育機関
- 5 権利擁護機関
- 6 雇用・就労支援機関
- 7 民生委員・児童委員
- 8 学識経験者
- 9 障害関係団体
- 10 佐倉市社会福祉施設協議会
- 11 佐倉市社会福祉協議会